

地区計画制度

快適な住環境のために

地区計画制度は、地域の皆さんと市が連携して、それぞれの地域に合ったルールを定めることで、より快適で住みやすい環境や、美しいまち並みを守り育むための制度です。

地区計画制度を定めること

地区計画では、地域の特性に合ったまちづくりの大まかな目標

と、それを実現するための具体的なルールを定めます。

ルールとして、建物の用途(住宅、店舗など)・高さ・敷地面積・色、道路や公園の配置などを地区全体で定められます。また、地区内を区分して、さらに細かく定めることもできます。

地区計画を定めることで、計画的にまちづくりを進めていくことができます。

計画書の申し出ができます

地区計画を定めようとする地域住民や土地所有者などの利害関係者は、地区計画の案を市へ申し出ることができます。

申し出るためには、区域の面積が0.5ヘクタール以上で一体となった土地であること、地域内の土地所有者の同意を得ていることなどが条件になります。

建築などは事前の届け出を

現在、市内では13の地域で地区

計画が定められています(左上表)。計画の地域内で、建物の建築や用途の変更などを行う場合は、行為に着手する日の30日前までに市へ届け出てください。

新築だけでなく、増改築や外壁・屋根の塗り替え、カーポートやフェンス・塀の設置などの場合にも届け出が必要です。

地区計画の内容は、都市計画課(市役所5階)、市ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/environment/page180600.html>)で見ることができます。

※くわしくは同課(☎20・1560)へ。

家屋の新築・増築など

資産税課へ連絡を

固定資産税は毎年1月1日現在の土地・家屋・償却資産の所有者に、都市計画税は市街化区域内の土地・家屋の所有者に課税されます。

家屋の新築・増築・建て替え・取り壊し・用途や名義の変更などがある場合は資産税課へ連絡してください。

さい。

リフォームで事務所を居宅にしたなどの用途の変更は、担当者による現地確認が必要な場合があります。また、未登記の場合は、届け出がないと名義変更前の所有者に課税される場合がありますので注意してください。

※くわしくは資産税課(☎20・1514)へ。

合併処理浄化槽

設置費と

維持管理費を補助

合併処理浄化槽は、し尿や台所・洗濯などの生活雑排水を併せて処理する浄化槽です。

市では、住宅に合併処理浄化槽を設置する費用の一部を補助しています。補助を受けるには条件がありますので、必ず着工前に相談してください。

また、毎年の維持管理に係る費用への補助もあります。

※騒音地域は、特例により補助金の限度額が異なります。くわしくは環境衛生課(☎20・1531)へ。

設置費補助金(限度額)

対象区域	印旛沼流域以外の区域		印旛沼流域の区域		放流先のない場合の処理装置*4
	新規	転換*2	新規	転換*2	
人槽区分*1			TN10*3 (TN20)	TN10*3 (TN20)	
5人槽	22万円	33万2,000円	64万4,000円 (29万6,000円)	64万4,000円 (44万4,000円)	20万円
6・7人槽	27万6,000円	41万4,000円	68万6,000円 (32万4,000円)	68万6,000円 (48万6,000円)	24万円
8~10人槽	36万4,000円	54万8,000円	77万6,000円 (38万4,000円)	77万6,000円 (57万6,000円)	32万円

- *1 11~50人槽を設置する場合も、補助があります
- *2 表中の補助金額に、撤去費用として単独処理浄化槽からの転換時は18万円、くみ取り便所からの転換時は10万円を加え、さらに配管費用として10万円を限度額として上乗せします(住宅の建て替えに合わせたくみ取り便所からの転換は除く)
- *3 「TN10」とは、放流水の総窒素濃度の日間平均値が1リットル当たり10ミリグラム以下の機能の物、「TN20」とは20ミリグラム以下の機能の物
- *4 公共の道路側溝や水路などの整備が見込まれない区域で、合併処理浄化槽と同時設置に限るなどの条件があります

市長日誌



6月16日～30日

16日	区長会研修会
18日	成田空港周辺地域共生財団評議員会 シルバー人材センター総会
20日	6月定例市議会閉会 成田商工会議所議員総会 戦没者慰霊塔供養会
22日	婦人防火指導員協議会総会 観光みやげ商組合総会
23日	文化団体連絡協議会創立40周年記念まつり 久住地区空港対策委員会総会
26日	成田防犯連合会総会 資源回収協同組合総会
28日	成田赤十字病院運営協議会 観光協会総会 三郡医師会航空機対策協議会総会



観光みやげ商組合総会であいさつ(22日)

環境美化運動

私たちの手でまちを美しく

8月5日(日)を中心に、区や自治会、事業所などの協力を得て環境美化運動が実施されます。

この運動では、各地区の道路や公園などに捨てられた瓶・缶などのごみ拾いを行います。個人で環境美化運動に参加する場合は、事前にクリーン推進課(☎20・1530)へ連絡してください。
※くわしくは同課へ。

夏の省エネルギー対策

身近なことから実践

夏場はエアコンの使用などにより、多くのエネルギーが消費されます。身近でできる省エネを心掛

けましょう。

○室温は28℃を目安に体調を考慮しながらエアコンの温度設定をする

○電気機器の電源は入れたままにしない。長時間使わないときはプラグを抜く

○冷蔵庫は整理整頓して効率的に使用する

○煮物などの下ごしらえは電子レンジを活用する

○風呂は冷めないうちに続けて入浴し、できるだけ追いだきをし

ない

○シャワーは流したままにしない

○家族で1つの部屋に集まる、涼しい場所に出掛けるなど「クールシェア」をすることで、家庭でのエアコンの使用を控える

公共施設でもクールシェア

市では、クールシェアを推進するため、公共施設の一部を開放し

ます。開放場所・日時・条件は、各施設に確認してください。

開放施設 市役所、大栄支所、もりんぴあこづつ、三里塚コミュニティセンター、子ども館、保健福祉

センター、子ども館、保健福祉館、保健福祉館大栄分館、男女共同参画センター、国際文化会館、市体育館、豊住ふれあい健

康館、三里塚御料牧場記念館、中央・下総・大栄公民館、市立図書館

※くわしくは環境計画課(☎20・1533)へ。

下水道の使用

井戸水利用者は必ず手続きを

井戸水利用者は必ず手続きを

井戸水のみを利用している世帯の下水道使用水量は、1人当たり1カ月に7立方メートル使用した

ものとして計算します。水道水と井戸水を併用する場合は、下水道の使用水量に井戸水分として1人当たり1カ月に3・5立方メートルを加えます。

転居などにより使用人数に変更がある場合は、下水道課(☎20・1553)に連絡し、変更手続きをしてください。

※くわしくは同課へ。

後期高齢者医療保険制度

自己負担が変更になることも

医療機関の窓口では、医療費の1割を負担することになっていますが、市・県民税の課税所得が145万円以上の場合、負担の割合は3割になります。

ただし、次のどちらかに当てはまる人は、申請により負担の割合は1割になります。対象と見込まれる人に申請書を送付しましたので、手続きしてください。

○同じ世帯の被保険者の収入額の合計が520万円(同じ世帯で、被保険者が1人の場合は383万円)に満たない人

○年収が383万円以上の被保険者で、同じ世帯の70歳以上の人を含めた収入額の合計が520

万円に満たない人

自己負担限度額の一部が変更されます

8月診療分から自己負担限度額の一部の区分で限度額に変更があります。

詳細は7月10日(火)に発送された保険証に同封の「平成30年度版後期高齢者医療制度の案内」で確認してください。また、現在の保険証は有効期限が過ぎてから個人情報に注意して廃棄するか、次の場所にある保険証回収箱へ返却してください。

保険証回収箱設置場所 保険年金課(市役所1階)、下総・大栄支所、市民課赤坂・遠山分室、健康増進課(保健福祉館内)

※くわしくは保険年金課(☎20・1547)へ。

今月の納期限

7月31日(火)

- ①固定資産税(第2期)
- ②国民健康保険税(第1期)
- ③後期高齢者医療保険料(第1期)
- ④介護保険料(第1期)

※くわしくは①②納税課(☎20-1519)、③保険年金課(☎20-1526)、④介護保険課(☎20-1545)へ。

公園内での花火

迷惑になります

公園内で大きな音のする花火・ロケット花火・打ち上げ花火をする、ほかの利用者や近隣の人たちの迷惑になります。
また、危険ですので絶対にやめましょう。

※くわしくは公園緑地課(☎20・1562)へ。

医療費の助成

子どもや一人親家庭など

子どもの医療費

市では、中学校3年生までの子どもの医療費の一部を助成して

ます。

県内の医療機関などで保険診療を受けた際に、子ども医療費助成受給券を提示することで、医療費の支払いが自己負担額のみになります。

県外の医療機関を受診したなどの理由で受給券が使用できなかった場合は、申請することで支払った医療費と自己負担額との差額を受け取れます(申請期限は受診の翌月から2年以内)。
自己負担額⇨入院1日200円、通院1回200円、調剤は無料(市民税所得割非課税世帯は入院・通院も無料)

母子・父子家庭などの医療費

母子・父子家庭の母や父、子ども(両親がいない場合も含む)が、医療機関などで保険診療を受けた

新副市長に小幡章博氏



小幡 章博氏

6月定例会市議会において、小幡章博氏を副市長に選任することに同意を得て、市では7月10日付で副市長に選任しました。

小幡氏は平成8年に運輸省(現国土交通省)に奉職。総合政策局物流政策課企画室長、関東運輸局交通政策部長などを歴任しました。

吉田昭二副市長は7月9日付けで退任しました。

際の際の医療費の一部を助成しています。対象は、子どもが18歳になる年度の3月31日までです。

ただし、一定額以上の所得がある世帯などは対象外です。

助成額

○入院：自己負担額から食事療養費を差し引いた額

○外来・調剤：各医療機関調剤は処方箋を発行した場所の1カ月ごとの自己負担額から1,000円を差し引いた額

※助成を受けるには、事前に手続きが必要で、くわしくは子育て支援課(☎20・1538)へ。

公共下水道の汚水管

雨水を流さないで

市の公共下水道は、汚水と雨水を分けて処理する分流方式で整備されています。

汚水管に大量の雨水が入るとポンプ場の排水能力を超え、道路上のマンホールから汚水が噴出する原因になります。

汚水管に雨水を流さないよう注意してください。

※くわしくは下水道課(☎20・1532)へ。

都市計画

原案の縦覧と説明会の開催

久住第二小学校跡地地区地区計画について、次の通り原案を縦覧できます。

また、原案について説明会を開催します。

縦覧

期間⇨7月17日(火)～31日(土)・日曜日を除く

場所⇨都市計画課(市役所5階)

意見を提出できる人⇨利害関係者

意見の提出方法⇨8月7日(火)当日消印有効)までに縦覧場所にある意見提出書に必要事項を書いて、直接または郵送で都市計画課(〒286・8585 花崎町760)へ

説明会

日時⇨7月23日(月)午後7時から

場所⇨市役所6階中会議室

※説明会への参加を希望する人は当日直接会場へ。くわしくは都市計画課(☎20・1560)へ。

放射線量測定結果

6月に測定した次の場所は、放射線量が除染目標値(0.23マイクロシーベルト/時)以下でした。

測定場所⇨小中学校、保育園・幼稚園・認可外保育施設、市役所、下総・大栄支所、大清水大気測定局(遠山中敷地内)、幡谷大気測定局(久住体育館隣)

※詳細は、市ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/anshin/page113900.html>)に掲載しています。くわしくは環境対策課(☎20-1532)へ。

農産物などの放射性物質検査の結果

6月に検査した次の品目は、放射性物質が基準値以下でした。

検査品目⇨メロン、ジャガイモ、ブルーベリー、トウモロコシ

※詳細は、市ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/anshin/page164300.html>)に掲載しています。くわしくは農政課(☎20-1541)へ。